

基本料金	週3日までの訪問			週4日目以降
	訪問看護基本療養費(Ⅰ)	保健師、助産師、看護師	5,550 円	6,550 円
		准看護師	5,050 円	6,050 円
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550 円	5,550 円
	訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者 同一日に2名	保健師、助産師、看護師	5,550 円	6,550 円
		准看護師	5,050 円	6,050 円
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550 円	5,550 円
基本療養費(Ⅲ)	外泊日の訪問看護	8,500 円		

加算	項目		
	早朝・夜間訪問看護加算	早朝：6：00～8：00 夜間：18：00～22：00	
深夜訪問看護加算	深夜：22：00～6：00		4,200 円
難病等複数回訪問加算	1日2回		4,500 円
	1日3回		8,000 円
緊急訪問看護加算	計画外の訪問1回につき（月14日目まで）		2,650 円
	計画外の訪問1回につき（月15日目以降）		2,000 円
長時間訪問看護加算	90分を超えた訪問 週1回※15歳未満の超重症児又は準超重症児（週3回限り）		5,200 円
乳幼児・幼児加算	6歳未満の訪問看護1回につき		1,500 円
複数名訪問看護加算	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（週1回限り）		4,500 円
	准看護師（週1回限り）		3,800 円
	看護補助員 ※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者除く（週3回限り）		3,000 円
訪問看護管理療養費	主治医との連携及び計画的なサービスの実施と管理を継続して行った場合（月1回目）		7,440 円
	月の2日目以降の場合（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）		3,000 円
退院時共同指導加算	退院(退所)時に在宅療養について、内容を提供した場合		8,000 円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定された利用者が特別管理加算の対象の場合		2,000 円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合		6,000 円
在宅患者連携指導加算	同意の上、訪問診療実施機関等と月2回以上情報提供及び必要な指導を行った場合		3,000 円
24時間対応体制加算 利用者またはその家族に説明し、同意を得た場合	イ：24時間対応体制における業務負担軽減の取組みをおこなっている		6,800 円
	ロ：イ以外		6,520 円
特別管理加算	気管カニューレ等を使用している方等		5,000 円
	人工肛門、人工膀胱を設置している方等		2,500 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	保険医の求めにより開催され、利用者や家族へ指導を行った場合(月2回限り)		2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費	主治医の指示により、死亡日及び死亡から14日前までに2回以上訪問した場合		25,000 円
訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村や保険医療機関等へ訪問看護に関する情報提供を行った場合		1,500 円
看護・介護職員連携強化加算	看護師又は准看護師が介護職員等が行う喀痰吸引等の支援を行った場合 月1回		2,500 円

※起算日は日曜日とします

※総費用額の1割、2割、3割(保険の種類によってご負担額が異なります)

※公費負担医療制度については別途ご相談下さい

～週4日目以降の訪問看護を利用できる方、外泊日訪問できる方～

特掲診療料の施設基準等第七に掲げる疾病等の利用者(厚生労働大臣の定める疾病等の利用者)	
①末期の悪性腫瘍②多発性硬化症③重症筋無力症④スモン⑤筋萎縮性側索硬化症⑥脊髄小脳変性症⑦ハンチントン病⑧進行性筋ジストロフィー症⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群)⑪プリオン病⑫亜急性硬化性全脳炎⑬ライソゾーム病⑭副腎白質ジストロフィー⑮脊髄性筋萎縮症⑯球脊髄性筋萎縮症⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎⑱後天性免疫不全症候群⑲頸髄損傷⑳人工呼吸器を使用している状態	※左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の『特別訪問看護指示書』の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
特掲診療料の施設基準等第八に掲げる疾病等の利用者(厚生労働大臣の定める疾病等の利用者)	
①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者②在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者④真皮を越える褥瘡の状態にある者⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	